

青森県報

号外第九号

平成二十六年
三月十二日
(水曜日)

目 次

海区漁業調整委員会

- 東部海区管内におけるサクラマスそ上親魚保護の指示……………(事務局) ……一
- 東部海区管内におけるまき餌つりの指示……………(同) ……一
- 東部海区管内における底魚類のはえなわ漁業の操業の指示……………(同) ……二
- 西部海区管内におけるサクラマスそ上親魚保護の指示……………(同) ……三
- 西部海区管内におけるまき餌つりの指示……………(同) ……三

海区漁業調整委員会

青森県東部海区漁業調整委員会指示第四号

漁業法(昭和二十四年法律第二百六十七号)第六十七条第一項の規定により、サクラマスそ上親魚の保護を図るため、次のとおり指示する。

平成二十六年三月十二日

青森県東部海区漁業調整委員会

会 長 富 田 由 廣

一 操業の制限

- 次に掲げる制限海域及び制限期間においては、小型定置漁業 固定式さし網漁業及びはえなわ漁業を営んではならない。ただし、青森県海面漁業調整規則第四十五条第二項で規制する漁法、区域及び期間を除く。

(一) 制限海域

- 下北郡東通村老部川河口付近において、次のア、イ、ウ、エの各点を順次に結んだ三直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた海域
- ア 河口左岸から真方位零度千メートルの点
 - イ 点アから真方位九十度五百七十五メートルの点
 - ウ 点エから真方位九十六度三十分五百メートルの点
 - エ 河口右岸から真方位百八十六度三十分千メートルの点
- (二) 制限期間
- 平成二十六年五月一日から同年九月三十日まで
- 次に掲げる制限海域及び1の(ロ)に掲げる制限期間においては、竿釣及び手釣によりサクラマスを採捕してはならない。

(一) 制限海域

- 下北郡東通村老部川河口付近において、次のオ、カ、キ、クの各点を順次に結んだ三直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた海域
- オ 河口左岸から真方位三百四十四度三十分二百七十二メートルの点
 - カ 点オから真方位九十六度三十分三百五十五メートルの点
 - キ 点クから真方位九十六度三十分二百五十五メートルの点
 - ク 河口右岸から真方位百八十六度三十分二百五十五メートルの点

青森県東部海区漁業調整委員会指示第五号

青森県東部海区管内におけるまき餌つりについて、漁業法(昭和二十四年法律第二百六十七号)第六十七条第一項の規定により次のとおり指示する。

平成二十六年三月十二日

青森県東部海区漁業調整委員会

会 長 富 田 由 廣

一 まき餌つりの制限

次の表の禁止区域欄の区域においては、遊漁によるまき餌つりをしてはならない。

位 置	禁 止 区 域
八戸市鮫町地先	東共第5号及び東共第6号共同漁業権漁場全域

3 承認対象者

青森県内に住所を有する者であつて、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (一) 平成二十五年度に底はえなわ漁業を操業した実績を有する者
- (二) 委員会が特に認めたる者

4 承認隻数

六隻以内とする。

5 使用船舶の制限

使用船舶の総トン数は、操業の実績を有する承認船の総トン数を超えないものとする。

6 承認証の交付

委員会は、承認したときは、底はえなわ漁業操業承認証を交付する。

7 承認の取消

委員会は、この指示に違反したときは、承認を取り消すことができる。

三 操業者の遵守事項

1 漁具の制限

漁具の総延長は三キロメートル以内とする。

2 漁具の標識

操業中の漁具には、漁具標識を明確にするとともに、船名を明記した名札を付さなければならぬ。

3 船体の表示

承認を受けた者は、使用する船舶の船橋楼両側の見やすい場所に、定められた標識を表示しなければならない。

4 承認証の携帯

操業に当たっては、承認証を携帯しなければならない。

5 承認証の書換交付

承認証の記載事項に変更があつたときは、速やかに申請し書換交付を受けること。

6 漁獲成績の報告

承認を受けた者は、操業終了後速やかに委員会に漁獲成績を報告しなければならない。

四 試験研究等の適用除外

青森県が試験研究等をする場合には、この指示にかかわらず委員会にその内容を

報告の上、実施できるものとする。

青森県西部海区漁業調整委員会指示第四号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第六十七条第一項の規定により、サクラムスそ上親魚の保護を図るため、次のとおり指示する。

平成二十六年三月十二日

青森県西部海区漁業調整委員会

会長 前 田 廣 臣

一 操業の制限

1 次に掲げる制限海域及び制限期間においては、小型定置漁業、固定式さし網漁業、はえなわ漁業及び一本釣り漁業を営んではならない。

(一) 制限海域

西津軽郡深浦町追良瀬川河口周辺のうち、次のアとエを結ぶ最大高潮時海岸線、アとイを結ぶ直線、ウとエを結ぶ直線及びアとエの間の最大高潮時海岸線より沖合百メートルの線によつて囲まれた海域

ア 河口左岸から磁針方位二百十度千百メートルの点

イ 点アから磁針方位二百九十一度百メートルの点

ウ 点エから磁針方位二百八十九度百メートルの点

エ 河口右岸から磁針方位十八度五百メートルの点

(二) 制限期間

平成二十六年四月一日から同年六月三十日まで

2 1に掲げる制限海域及び制限期間においては、竿釣及び手釣により水産動物を採捕してはならない。

青森県西部海区漁業調整委員会指示第五号

青森県西部海区管内におけるまき餌づりについて、漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第六十七条第一項の規定により次のとおり指示する。

平成二十六年三月十二日

青森県西部海区漁業調整委員会

会長 前 田 廣 臣

まき餌つりの制限

次の表の禁止区域欄の区域においては、遊漁によるまき餌つりをしてはならない。

位置	禁止区域
西津軽郡深浦町 横磯、深浦、広 戸及び追良瀬地 先	西共第7号及び西共第8号共同漁業権漁場全域
つがる市館岡、 車力地先	つがる市車力漁港北防波堤・西防波堤・西防砂堤と南護岸・ 南防砂堤及び南防砂堤の北西端と西防砂堤の西端を結んだ線 で囲まれた区域
五所川原市十三 地先	十三湖水戸口中央から半径千メートル以内の区域
北津軽郡中泊町 小泊地先	次に掲げる点ア、イ、ウ、エ、オの各点を順次に結んだ線 と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 点ア ライオン岩突端 点イ ライオン岩突端から真方位二百二十二度三十分六分 メートルの点 点ウ 北津軽郡中泊町大字小泊立松島に設置した標柱から 真方位二百六度三十分八分八厘メートルの点 点エ 北津軽郡中泊町大字小泊権現崎に設置した標柱から 真方位二百六度三十分八分八厘メートルの点 点オ 北津軽郡中泊町大字小泊権現崎に設置した標柱
東津軽郡今別町 今別、浜名地先	東津軽郡今別町今別漁港今別地区北防波堤と今別川河口左 岸導流堤及びその両先端を結んだ線で囲まれた区域 東津軽郡今別町今別漁港今別地区北防波堤と浜名東護 岸・二号砂防堤及びその両先端を結んだ線で囲まれた区域
東津軽郡今別町 褰月地先	東津軽郡今別町大泊と褰月の境に設置した標柱と高野崎に 設置した標柱を結ぶ線で囲まれた区域
むつ市脇野沢地 先	次に掲げる点ア、イ、ウ、エ、オ、カ、キの各点を順次に 結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 点ア 牛ノ首崎突端 点イ 牛ノ首崎突端から真方位百五十四度三十分二千八百 メートルの点 点ウ むつ市脇野沢芋田に設置した標柱から真方位二百六 度三十分九分九厘メートルの点 点エ 貝崎突端から真方位二百四十五度三十分九分九厘メ ートルの点 点オ 大崎突端から真方位二百七十二度三十分九分九厘メ ートルの点 点カ 大崎突端から真方位二百七十二度三十分九分九厘メ ートルの点 点キ 大崎突端から真方位二百七十二度三十分九分九厘メ ートルの点

点キ むつ市脇野沢と下北郡佐井村との境に設置した標柱

二 遊漁者等の遵守事項

遊漁者等が水産動植物を採捕する場合は、漁業の操業を妨げないようにしなければならぬ。

三 指示の有効期間

平成二十六年四月一日から平成二十七年三月三十一日までとする。

(発行者・発行人)
青森市長島二丁目一番一号
青森県

(印刷所・販売人)
青森市第一問屋町二丁目番七七号
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚二付十五円一銭